

令和5年第3回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 開催日時 令和5年9月12日（火曜日）午前10時40分～午前11時12分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

請願第5号 都市機能増進施設誘導に関する請願

4 報告案件

(1) 草刈作業中の事故の報告について

(2) 駅前公園の施設被害について

○出席委員

委員長 花田明仁

副委員長 木村淳司

委員 蛭名和子

委員 軽米智雅子

委員 天内慎也

委員 藤田誠

委員 木下靖

○欠席委員

委員 中田靖人

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 鈴木裕司

都市整備部長 清水明彦

水道部長 三浦大延

交通部長 佐々木淳

都市整備部次長 土岐政温

交通部次長 高野雅子

都市政策課長 櫻田文明

公園河川課長 嶋守亮

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久保拓哉

議事調査課主査 岩間憲仁

議事調査課主査 柿崎良輔

○花田明仁委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。本日は、中田委員が体調不良のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました請願1件について、ただいまから審査いたします。

請願第5号「都市機能増進施設誘導に関する請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 それでは、都市機能増進施設誘導に関する請願につきまして、市の考えを御説明をいたします。

まず、本市では、近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展に伴い、健康で快適な生活環境の実現や財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっていること等を背景としまして都市再生特別措置法の改正を受け、青森市立地適正化計画を平成30年3月に策定しました。

立地適正化計画とは、将来のまちの姿を示す計画でありまして、居住や都市の生活を支える都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通との連携により、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進め、持続可能な都市構造への再構築を図ることを目的に策定したものであります。

当該計画に定めております立地適正化計画区域——都市計画区域であります、こちらにおきましては、住宅及び医療、福祉、商業その他居住に関連する施設の立地に関する方向を定めるとともに、地域公共交通と連携し、用途地域など既存の都市計画制度と組み合わせて一定の人口密度を維持していく居住誘導区域と、その居住誘導区域の中でも特にまち全体として必要な機能の維持と新規立地を促す都市機能誘導区域を定め、都市機能の立地をコントロールしながら、人口減少社会にあっても住みよいまちの形成に努めることとしています。

当該計画に定めます都市機能誘導区域を含む地区拠点の設定に当たっては、既存ストックの有効活用を前提としております。現在の都市機能の集積状況や市民の移動の状況など、市民の生活利便に関するバランスを踏まえながら設定しておりまして、それらの区域において、医療・商業等の都市機能の立地の促進を図ることにより、人口減少化におきましても、市民が持続的に生活サービスを楽しむことができる多極型の都市構造を目指しています。

このことを踏まえまして、青森駅周辺地区、新青森駅周辺地区、操車場跡地周辺地区、浪岡駅周辺地区の4地区につきましては、公共交通の利便性が高く、かつ、医療・商業等の都市機能が集積した区域となっておりますことから、今後におきましても、医療・商業等の地区の特性に応じた都市機能の促進を図る都市再生特別措置法に基づいた都市機能誘導区域として設定しました。

また、造道周辺地区、浜田周辺地区の2地区につきましては、医療・商業等の都市機能が集積しておりますことから、今後の人口減少社会にあっても、本市の東部

地区及び南部地区の生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図る本市独自の生活拠点区域として設定しました。

また、当該計画では、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの方向性として、1つに、「安全で安心して暮らせるまち」、2つに、「日常生活が便利なまち」、3つに、「公共交通の利便性が高く快適に暮らせるまち」、4つに、「財政面及び経済面において持続可能なまち」の4つの方向性を定めており、このうち「財政面及び経済面において持続可能なまち」におきましては、「都市機能の立地の促進を図るとともに、既存ストックの有効活用を図ることにより、財政面及び経済面において持続可能なまちづくりを推進します。」としています。

このことから、本市では、先ほども申しあげました既存ストックの有効活用を前提に都市機能誘導区域を定めておりますことから、都市の土地利用状況につきましては、これまで既存ストックをしっかりと有効活用すると、集積させるということの観点で飽和状態とは捉えておりません。

請願にあります「区域区分上、建築物の建て替えが困難な地区で発展性が阻害されている等の土地」、いわゆる市街化調整区域になりますが、そちらの調整区域におきまして、都市機能増進施設誘導の受け皿となる民間事業の土地区画整理事業など先行的都市基盤整備につきましては、持続可能なまちづくりの推進と相反するものでありますことから必要ないと考えております。

私からの説明は以上となります。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 市にちょっとお聞きしたいんですが、まず、都市整備部長は、既存の有効活用をするということだと、飽和状態とは捉えていないということで必要ないとお答えをしていました。

それで請願の趣旨の内容を見ると、青森市の人口減少を強調してしまして、マイナス8.1%、約2万4000人の人口が減少しているんだと強調されているんですけど、もし分かれば教えていただきたいんですが、青森市と同じく人口減少が進んでいる他都市で、今回のような都市機能誘導区域を広げている自治体はあるのか、教えていただきたいと思います。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 人口減少下で、他都市で都市機能誘導区域等を広げているかという御質疑であります。

ちょっと、今、具体的にこの都市ということは申し上げられませんが、一定数あると思います。というのは、やはり、都市の全体の中で、こういう機能が必要である、市全体の政策として必要であるというような観点から、市街化区域を広げるとことはありまして、現に青森市におきましても、新中央埠頭の整備におきまして、やはり、そこがクルーズ船の受入れ等で必要であるということで、市街化区域

を広げると、区域の面積を広げるということはありますし、他都市でもあるとは推測されます。

ただし、先ほど申し上げたように、やはり、今後、持続可能なまちづくりということで、コンパクト・プラス・ネットワークということで、しっかり区域に機能を維持させていきたいと思いますというところが、市の取組であるとともに、特に全体の施策としても、今、国土交通省が推進している施策でありますので、そういう観点から、先ほども申し上げておりますとおり、原則は、区域の中にしっかり機能を集積していくという形で進めていきたいというのが、市の考えであります。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 一定数があるとおっしゃっていましたが、私どもは会派でいろいろと話しまして、人口減少は青森市は突出しているということなんですけれども、逆に人口減少の中で、都市機能を広げても大丈夫なのかと思っております、あと再三、都市整備部長もおっしゃってましたが、ずっと本市はコンパクトでいくんだと、コンパクトシティなんだということも市の方針としてあるということですので、いろいろ話合いましたけれども請願は賛成はできないということで申し述べておきたいと思えます。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 私も、むしろ逆に青森市の人口減少が大きいので、天内委員が言ったように、今の現状維持でいいかと思えます。

それで1つ質疑なんですけれども、青森市総合計画前期基本計画が今年度で終わります、来年度、また新たに後期基本計画ができると思うんですが、私は、その大きな枠組みの中で、これは検討されるべきじゃないかなと思うんですけれど、そこはどのようにお考えでしょうか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 今の御質疑は、このまちづくりというところを、青森市総合計画の基本計画の中で、全体として議論すべきという御質疑だったと受け止めました。

おっしゃっていただいたとおり、このまちづくり、どういうところににぎわいを集積、振興させていくかということも含めて、やはり青森市の計画として大きなものになるかと思えますので、そこはしっかり連動して検討していきたいと考えております。

申し述べておきますと、青森市で定めております青森市都市計画マスタープランにつきましては、全体の土地利用というところで、かなり長期スパンで検討して定めているところもありますので、そちらにつきましては短期間で改正をするというものではありませんが、長期的なスパン、見通しと、青森市全体のまちづくりの青森市総合計画の基本計画と連動して進めていきたいと、関係部局とも相談・連携しながら進めていきたいと考えております。

○花田明仁委員長 いいですか。

〔蛭名和子委員「はい」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。木村副委員長。

○木村淳司副委員長 今、都市整備部長から、請願に関する考え方ということで、公共交通と連携したまちづくりでコンパクト・プラス・ネットワークをされているという御説明であるとか、都市機能の集積を図る区域として都市機能誘導区域が駅の周辺に主に設定をしているということなんですけれど、まず、1つに公共交通機関での移動を想定されてこういう計画を立てられているということだと理解しているんですが、市民の多くが公共交通機関ではなく自家用車で移動している中でこういう都市計画を立てているということをちょっと実態と乖離しているようにも感じるんですが、その点についてはどのようにお考えか考えをお示してください。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 まず、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方なんですけれども、委員おっしゃっていただいたとおり、やはり公共交通を軸にしているところがあります。といいますのは、やはり多くの——いわゆる交通弱者の方も利用するという観点で、公共交通と立地というところをしっかりと連動して考えるというところは、非常に重要なものだと考えておりますので、公共交通と街の立地というところを併せて考えているところがあります。

ただし、一方で、このネットワークというのが、公共交通に限ったものではありませんので、しっかりと道路ネットワークというところも委員おっしゃっていただいたとおり、やはり車の利用者が非常に多いところがありますので、道路のネットワークというところがしっかりと交通のネットワークとして機能するよう、都市計画マスタープランの中でも、あとは立地適正化計画の中でも、しっかりとそこは踏まえて計画は策定しているというところを申し述べておきたいと考えております。

○花田明仁委員長 木村副委員長。

○木村淳司副委員長 ありがとうございます。

それともう1点なんですけど、都市機能誘導区域は商業とか医療であるとかその都市に不可欠な都市機能を集積させていると、先ほど御説明があったところなんですけど、都市機能誘導区域に、例えば、買物に行くとなったときに、今、自家用車等での移動も想定をして、道路ネットワークとの関係もしっかり見ているということなんですけど、例えば駅前地区であるとかであれば特にそうだと思うんですけど、駐車場が無料ではないですし、そこで自家用車で買物に行くという方はあまりいらっしやらないというのが現状だと思います。行く方もいるんですけど行きづらいというのが現状だと思います。

そういった中で、そこに都市機能をどうやって誘導していくのかということ、要するに自家用車の利用者が多いという前提で都市機能をどうやって発揮させていくか、そういった取組についての見解をお示してください。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 ただいま駅周辺ということでフォーカスを当てていただきました。

まず、駅周辺につきましては、やはり公共交通の利用者が多いところもありますので、駅からアクセスして、利用しやすいような、都市機能誘導できるようなところで、策定するというところは大前提としてあります。

その中で、やはり駐車場問題は都市整備部でも課題でありまして、駐車場が点在して、交通渋滞、交通混雑が発生してるところもありますので、そういった配置とか、こういうところに駐車場を設けて、そこから施設にアクセスできるようにというようなところで、そういったところのまちづくりの考え方は、都市整備部の中でも引き続き精査していきたいと考えているところでありまして。

○花田明仁委員長 木村副委員長。

○木村淳司副委員長 必ずしも線引きを見直さなくてはいけないとか、先ほど天内委員、蛭名委員がおっしゃったように人口が減っている中で、都市を無秩序に拡大させていることがいいとは私も思いませんし、線引きを外して、例えば何か施設が来れば人口がすぐに増えるとも思えませんが、ただ、やっぱりちょっと今の都市計画というのが市民の生活の実態とちょっとかけ離れているところがあるんじゃないかと私は考えております。

特に青森駅周辺地区、都市機能誘導区域の周辺地区が空き家の割合が1番多いと実態としてはあるわけで、都市機能が適正にこの区域の中に誘導されているのであれば、その周辺の人口がどんどん減っていくと、空き家が1番多いということは本来ないはずで、これは都市機能誘導区域の設定が適切かというところではなくて、誘導がなかなか思うようにいっていないという現状があるんじゃないかと私は考えております。

必ずしも線引きが必要だということではなくて、もう少し柔軟に今の市の姿であるとか人口減少等の非常に大きな課題に対して、弾力的な運用であるとか、そういうことを検討するという段階が、実際変えるか変えないかというその前の段階であっていいんじゃないかと考えております。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。木下委員。

○木下靖委員 市のスタンスと立地適正化計画の趣旨は理解した上で、この請願事項にあります都市機能増進施設の具体と都市計画の弾力的運用による民間事業の先行的都市基盤整備の検討及び関係機関との協議の具体というものがはっきりつかめないで、私としては継続審査を希望します。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 私も、今、線引きをするとかという部分ではなくて検討に当たり、関係機関と協議をするという部分というのは、やはり、時代も変わってきてい

る、街の状況も変わってきている中で、検討したりする部分はすごい大事だし、協議していく、地域の声を聞いていくことも大事なので、別にこれはそういう場を設けるといふことがあってもいいのではないかという部分で賛成です。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、請願第5号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第5号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第5号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花田明仁委員長 起立少数であります。

よって、請願第5号は、閉会中の継続審査としないことと決しました。

これより採決いたします。

請願第5号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花田明仁委員長 起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会においての本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○花田明仁委員長 次に報告事項に入ります。

初めに、「草刈作業中の事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 それでは、開発緑地におけます草刈り作業中に発生した事故について、お手元に配付しております資料に基づき御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和5年8月17日木曜日、午前9時頃、篠田三丁目の開発緑地におきまして、公園河川課の会計年度任用職員が肩掛け式草刈り機を用いて草刈り作

業を行った際、小石が飛散し、隣接する集合住宅駐車場に駐車しておりました車両の運転席側窓ガラスを破損したものであります。

今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、市が加入しております保険の引受け会社と協議しながら、損害賠償について相手方と交渉中であります。

草刈り作業に伴う飛散防止対策につきましては、これまで刈り払い機の操作をする作業員1名につき1名がブルーシートなどで保護しながら作業を行っていたところではありますが、住宅地等で家屋や車両が近接する場所におきましては、さらにもう1名が飛散防止対策をするなど、事故の未然防止に努めてまいります。

事故の報告につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 飛散防止をしていたにも関わらず、飛んだという状況ですよね。それは、どういう状況なのでしょう。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 この作業を行う際に、草刈り機で作業している方の前でブルーシートを囲っていたんですけれども、恐らく、そのさらに横から飛んでしまっただけで、事故が発生したものと推察されます。なので、さらにその事故防止対策をするために、囲いきれないところを、さらにもう1人囲って、飛散防止をするといった対策をとっていければと考えているところでもあります。

○花田明仁委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 以前、ちょっとそういう作業をしているところを見たことがあるんですけれども、そういうときは一応、柵みたいなのを長く作って、ブルーシートを張ってやっているという方法でされてる作業場をちょっと見たことあるんですけれども、そういうやり方ではなくて、その人が草刈りをしているところと一緒に移動していくという形をとっているということですよ。今のやり方だとやはり、2人いたとしても、幅広く飛ぶ可能性はあるのではないかと思うんですけれども、柵を作るといのは、やはり予算とかいろいろかかるという部分でそういうやり方はしないという状況でしょうか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 すみません。ちょっと作業の状況につきまして、詳細は担当課長から回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 どうぞ。公園河川課長。

○嶋守亮公園河川課長 公園河川課長の嶋守です。

通常の草刈りの作業は、草刈り機を持つ方1人に対して、もう1人がブルーシートで防護しながら公園の中を一緒に移動しながら作業していきます。

かなりの数の開発緑地ですとか、公園の草刈り作業をやっておりますので、つい立てをやってから作業となりますと1日に数か所の開発緑地などを回る必要があります。

ますので、実際にはちょっとその対応は困難になります。

○花田明仁委員長 いいですか。

〔軽米智雅子委員「はい」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「駅前公園の施設被害について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 続きまして、令和5年8月18日に発見されました、駅前公園における施設被害について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページ目を御覧ください。

本事案が発見された日時ですが、令和5年8月18日金曜日の午後9時頃で、被害場所につきましては、駅前公園内の赤色の丸で囲んでおります部分で設置しておりますトイレ前の木製つい立て2基であります。

トイレ入り口前には、利用者のプライバシー保護のために木製格子のつい立てを設置していたものでありますが、その目隠し用の木製格子が破壊されていたものがあります。木製つい立ての被害状況につきましては、下段の写真を御覧いただければと思います。

続いて、資料の2ページ目を御覧ください。

状況の経過につきましては、8月18日金曜日の午後2時頃の指定管理者職員の公園点検時には異常が見られませんでした。同日午後9時頃、地域巡回パトロール中の警察官が木製つい立ての破損を発見し、連絡を受けた公園河川課職員が警察官立ち会いのもと、破損を確認したものであります。

なお、その日のうちに、注意喚起のテープを貼り、公園利用者の安全確保の措置を行っております。

発生日時につきましては、指定管理者職員が最後に確認した8月18日金曜日の午後2時頃から、警察官が破損を確認した同日午後9時頃までの間となっております。

警察官立ち会いの下、公園河川課職員が現地を確認した際に、当該破損につきましては、意図的に破壊されたものであると判断したことから、同日付で青森警察署に被害届を提出し、受理されております。

今回の事案につきましては、今年度2度目の被害でありまして、市といたしましては、被害防止の観点から監視カメラの設置も含めて抜本的な対策について検討を進めることとしております。

また、利用者に対して公園施設の取扱いについて注意喚起の貼り紙をするとともに、青森警察署におきましては、当該地域を管轄する駅前交番による巡回を強化するとのこととあります。

報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 これ、目隠しという部分で立っているということなんですけれども、本来どうなんでしょう、必要なんですかね。トイレの前はいろいろな公園で目隠ししているところもあれば、目隠ししていないところのほうが多いような気がするんですけれども、特に木でこういう感じだと、踏めばすぐ壊れそうなやつだと、今後も続くのではないかなと思うんですけれど、この目隠しはやはり必要なんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 目隠しの必要性ということでありまして、駅前公園では比較的開けた土地にトイレがあるということでありまして、基本的にはプライバシー保護も含めて、目隠しのつい立てを設置させていただいておりましたので、原則は復旧ということで、先ほども申し上げたとおり、復旧をしているのですが、必要に応じて設置をしているというところであります。

○花田明仁委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 今後、この部分が必要なのか、今は公衆トイレもあまり隠してしまうと、トイレの犯罪があつたりとか、子どもを連れ込んだりという事件とかもあり、あまり完璧に隠してしまうと、それはそれでかえって危ないというところもあるので、今後何度も同じような状況が続くのであればこれ自体が必要かどうかというところも、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 ここは前にも、壊されたところですよ。それで前も委員会で要望があつたように、やっぱり防犯カメラは必要だと思います。

まして駅前交番のあるところの裏で何度もこういうことが起きるのは、非常に問題だと思いますし、結構修繕にもお金がかかっているわけですし、安全上の問題からも、ぜひ防犯カメラをお願いします。

○花田明仁委員長 要望でいいですか。

〔蛭名和子委員「要望です」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ質疑はこれにて終了します。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)